

議案第210号

福岡市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年9月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市街化調整区域のうち人口の減少が認められる区域において定住を促進し、地域コミュニティの維持及び活性化を図るため、当該区域における開発許可の基準を改める等の必要があるによる。

福岡市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市開発行為の許可等に関する条例（平成16年福岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 特に災害の発生のおそれのある区域として規則で定める区域

第7条第1項第1号中「概ね50以上」を「当該土地に係る区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張されて当該土地が市街化調整区域として区分された日（以下「線引きの日」という。）前から概ね50以上」に改め、「内に」の次に「あって、原則として市街化区域から1キロメートルの範囲内に」を加え、同項第3号中「その」を「当該」に改め、同項第6号中「その区域」を「当該区域」に改め、「よって」の次に「当該」を加え、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、「指定を」の次に「変更し、又は」を加える。

第8条第4項中「指定を」の次に「変更し、又は」を加える。

第9条第2項第1号ア中「当該土地に係る区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張されて当該土地が市街化調整区域として区分された日（以下「線引きの日」という。）」を「線引きの日」に改め、同号ウ中「指定既存集落（」の次に「線引きの日前から」を、「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同項に次の1

号を加える。

(5) 次項に規定する市長が指定する土地の区域における一戸建ての専用住宅その他規則で定める建築物であって、規則で定める要件に該当するもの

第9条に次の2項を加える。

3 市長が指定する土地の区域は、指定既存集落内にあつて、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとする。

(1) 次のいずれかの要件に該当する区域であること。

ア 市街化区域から概ね1キロメートルの範囲外にある区域であり、かつ、人口の減少が認められること。

イ 市街化区域から概ね1キロメートルの範囲内にある区域（原則として当該区域が鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業における駅から概ね1キロメートルの範囲外にある場合に限る。）であり、かつ、特に人口の減少、高齢化の進展等が認められること。

(2) 概ね50以上の建築物が集積していること。

(3) 土地の区域の指定、予定建築物の用途等について、当該区域に係る地域住民等による合意形成がなされていると認められること。

(4) 集落機能の維持又は地域の活性化を目的として、定住の促進が図られる必要があると認められること。

(5) 区域内の排水路その他の排水施設が、当該区域内の下水を有効に排出するとともに、その排出によって当該区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。

4 前項に規定する土地の区域の指定については、第7条第2項から第5項までの規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。